

あ つ め よ う

農地集積でより良い営農を築こう



... 春を待つ湖面にうっすらと映る蔵王連邦 ...

農地集積に関する各地の主な行事

- 大河原地方農地集積指導チーム：1月23日、26日農地集積状況確認調査を実施
- 仙台地方農地集積指導チーム：1月26日、27日、30日農地集積状況確認調査を実施
- 北部地方農地集積指導チーム：1月21日～2月4日農地集積状況確認調査を実施
- 栗原地域農地集積指導チーム：2月4日～2月10日農地集積状況確認調査を実施
- 登米地域農地集積指導チーム：2月12日～13日農地集積状況確認調査を実施
：3月4日、第4回登米地域農地集積担当者会議を開催
- 東部地方農地集積指導チーム：2月24日～26日第3回農地集積戦略会議を開催
- 農村整備課：2月24日～3月5日第3回農地集積活動に係る打合せを開催
- 宮城県農業公社：農業農村活性化カルテ取りまとめ
- 農地集積センター：平成20年度農地集積速報値の取りまとめ

農地集積センター

特集：おらほの担い手

～一人の「やる気」「根気」「勇気」から美田と法人の誕生～

1 地区の概要

事業名：経営体育成基盤整備事業（経営体育成促進事業）
H21～農地集積加速化基盤整備事業へ移行

地区名：津山地区

関係市町村：登米市津山町（旧登米郡津山町）

関係土地改良区：津山土地改良区

受益面積：A = 76.9ha（現況受益面積82.3ha）

総事業費：1,010百万円

工期：平成16年度～平成21年度

受益農家戸数：327戸（採択時356戸）

担い手：1農業生産法人（農事組合2号法人）

【担い手希望農家8戸 津山生産組合 **フォレストウインド津山**】
（H14年） （H17年3月設立） （H19年2月17日設立）

法人の構成：参加農家戸数（構成員）8戸、常時従事者数 3人

担い手経営面積：実施前 A = 1.8ha（農地集積率 2.1%）

：平成20年度実績見込み A = 64.0ha（農地集積率 83.2%）

農地利用集積の内訳：利用権設定2.2ha、基幹3作業受託61.8ha

：平成25年度目標 A = 59.6ha（農地集積率 77.5%）

高度経営体集積向上率：平成20年度実績見込み 79.5%

：平成25年度目標 74.0%（農業農村活性化計画目標年）



H20年度農地集積状況図

2 地区の現状

本地区は、宮城県北東部登米市津山町の中央部に位置し、天井川の一級河川北上川水系南沢川と国道45号線の両側に展開する水田地帯です。

昭和30年代に締切沼干拓事業により概ね10a区画に整理されたが、既設の農道は幅員狭小で用排水路及び揚水施設の老朽化、慢性的な水不足、天上川による排水不良、伏流水や浸透水による地下水位の影響を受け近代的農業経営に支障を来し、さらには農業就業人口の減少や農業従事者の高齢化の進行も深刻でした。

このため、平成8年度より生産基盤整備の実現に向けた推進活動に取り組み、平成11年度に実施された調査同意では91%の同意を確保し、さらに推進に向け、宮城県等の支援を頂きながら地域で話し合いを重ね農村環境プランや営農活性化プラン等を立案し事業計画に反映させた。

本格的な推進体制は、平成14年度に津山地区ほ場整備事業推進協議会を設立し、推進活動を開始した結果、平成15年度に実施した本同意では受益農家からほぼ100%の同意を得て、長年の念願が叶い、平成16年度に津山地区経営体育成基盤整備事業が採択され、その後も担い手、地元、関係機関が一体となって推進して来た結果、地区の担い手として位置付けられた組織が現在、法人へ移行し、農地の集積を着実に進めながら事業完了に向け活発に取り組んでいる。

3 地区の特長

この地区の特長は、受益面積82.3haに対し、受益農家が356戸と多い地区で、農家1戸当たりの平均経営面積は0.23haと小規模経営農家が多い地区でした。

事前に実施した調査では、将来的に農作業の委託を希望する農家が約7割を占めましたが、従前地への愛着や農作業を委託することへの不安がありました。

こうした状況の中で、地区の担い手となった常時従事者の平均年齢は39歳(採択当時)と若く、挑戦意欲に満ちていました。

この力を活かし、不安の解消に向け、担い手を中心に登米地域事務所を始めとする関係機関が支援を行い、法人化を目指しながら取り組んだ結果、次第に理解され、この地域を元気にする熱意と行動力が育ち、現在、約83%と高い集積率を誇っている。

特に集積への手法として、作業の効率性を重視し、換地選定の段階から経営体による2ha以上の連坦団地化を目指し効果を上げて来ました。

本年度、地元の合意を得て農家負担の軽減を図るために経営体育成基盤整備事業から更に上を目指し、平成21年度から農地集積加速化基盤整備事業に取り組む地区です。

そこには、これまで取り組んできた経験と実績が、新たな事業の要件となる1ha以上の面的集積へ更に活かされることになる。

4 体制の整備

当時の町長は、地元農家の採択に向けた取り組みの中で、町としてもこのままのほ場では遊休農地が増加し、耕作放棄地に繋がることを危惧され、貴重な農地を後世の子孫に残すためにも基盤整備が欠かせないと判断し、事業の実現に平成14年度から町の職員を事業の推進に向けて専従を行った。

土地改良区も、職員の確保に向け、宮城県土地改良事業団体連合会に派遣要請を行い、傘下の土地改良区から換地士の資格を有する職員を招き、事業の遂行に向けた体制を整えた。

5 活動の記録

基盤整備事業の実現に向け、専従となった職員は、農家の理解と協力が必要不可欠と考え、有りとあらゆる手段に取り組んだ。

関心の薄い農家をどうすれば振り向かせることができるのか、日夜思案を重ね「やれることは全てやろう」と決心し、最大限の努力を払い計画立案に没頭した。

(1) 各種実践に向けた心構えと啓発活動

基盤整備事業及び農地集積に関しては、農家への「無理強い」は控えて、本当にしなくても良いのか、地域の判断に任せるスタンスで望んだ。

基盤整備事業は、農家一人一人が主役となって進める事業であり、同じ目標に向かって、あらゆる情報を共有し、農家自らが考え、深い議論を積み重ね、不平不満の無い、納得の行く形を作るべく農家の意識改革に配慮し推進した。

事業推進のため、農地集積アドバイザーによる講演会を採択前から毎年開催し、5人のアドバイザーから県内の先進事例を学び事業推進の参考にした。

集落座談会は毎年2回以上きめ細やかに開催するほか、広報誌「津山地区ほ場整備通信」を発行し、会議の開催内容や決定事項、事業推進計画スケジュール等を全農家に周知を行った。

先進地視察研修は、県内外に赴き多くの情報を収集し、視察後は、自分達のほ場を眺め、集会所に集まり当地区で実践可能かを話し合った。

集落説明会に使用した資料は、欠席者が出た場合、後日、役員が説明資料を持参し、配付しながら説明して廻った。

(2) 法人の設立に向けた担い手の確保・育成

個別経営の限界

各農家は高齢化と過疎化の進展で農業経営の現状維持が困難になるのではないかという将来への不安と地区内の水田経営面積が平均0.23haという状況下で、機械の過剰投資を如何にして減らすかという個々の課題を抱え、さらに米価の下落で、個人による経営では、地域に農業後継者が居なくなるといった現実を感じていた。

この課題を抱えながら、平成14年8月、第1回津山地区担い手懇談会を開催し、以後、生産組織の設立に向け検討と研修を行って来たが、平成15年10月、農業を続けるためにはやはり法人による経営の継続が必要と判断し、農業生産法人の設立に向けた新たな検討が始まりました。

集団転作の受け皿

その後、平成16年度に津山地区が採択され、平成17年3月、構成員8名により事前転作の受け皿として「津山地区生産組合」が設立された。

組織による事前転作に協力すると転作奨励金が所有者に3万円交付され、これまでの「バラ転作の交付金千円」から大きく取り組みが変わり、集団によるメリットが浸透し、転作に協力する農家が増え3年に1度の転作ブロックローテーションに取り組んでいる。

法人の誕生

平成17年5月、「担い手懇談会」から「担い手会議」に改め、毎月会議を開催し、会議では地域の信頼が得られ、安心して農地を任せられる担い手になるよう話し合いを重ねながら、生産組織として転作作業に必要な粗飼料栽培・収穫機械は、産地づくり交付金や耕畜連携事業を活用し、約1千万円でモアー、テッター、ジャイロレーキ、ロール・ベラー、ラッピングマシン等を装備した。

その後も法人化の実現に向け、宮城県や農業会議等の指導を受け、先駆的農業を実践している農業法人の役員を講師に招いた研修会や県内外の先進地視察研修会を重ね、さらには税理士等を招いて具体的な設立の進め方や運営方法等の研修を行い、平成19年2月に農事組合法人「フォレストウインド



ラッピング作業風景



尾張代表の受賞を祝う
構成委員の方々

山」が誕生しました。

なお、生産組織で整備した機械は、法人の育成に大きく貢献しています。



第2回通常総会の様子

(3) 法人の運営

法人の機械装備

機械の装備については、今のところ構成員と地域の農家が所有している機械を活用し、法人による機械の購入は必要最小限にとどめながら経営規模に合わせ粗飼料収穫機械一式や田植え機械8条植え1台、育苗ハウス200坪を備え、地域の農業を担う担い手として着実に経営改善を図りながら進めている。

主に利用している機械は、借用しているトラクター2台、コンバイン5台、乾燥機10施設と法人で購入した田植え機械1台です。

今後の機械更新については、経営面積に応じ、法人として購入して行くことになる。

法人の事務所は、農協の支所を格安の料金で使用させて頂き、法人所有の農業機械は、JA南三陸の機械化センターの敷地を借用している。



種物の塩水洗作業



育苗箱の搬入作業



整然と並ぶ育苗



8条植での田植え作業

法人の活動と運営

法人の健全なる経営を図る上で、欠かせない構成員の資質向上を目指し、毎月1回の第1月曜日、午後7時から「担い手会議」を開催している。

会議は、構成員のほか、登米地域事務所の農村活性化担当、登米農業改良普及センター、南三陸農協、土地改良区、土地連の集積担当を招き、各種の情報提供と経営改善に向けた助言等の支援を受けている。

構成員は、話し合いの中からお互いの意思疎通を図りながら一丸となって組織の目標である地域から信頼される企業へ日々努力を重ねている。

その結果、

法人化により、みんなでやっていることで精神的な負担が少なくなった。

みんなの考え方が大きく変わり、常に合意形成を図りながら進めている。

組織として一番心掛けていることは、委託者の農地へのこだわりを大切にすること。

相談日を年数回設け、委託者の意見や要望を吸い上げている。

作業料金の支払い回数と時期は、委託者の都合に合わせて行っている。

これにより地域からの評価が得られ、組織としても地権者の要望に応えられるようになった。生産した米は、全量JAに出荷し、米の保管はJAで行い、その中から直接販売用として法人の名前で買い戻しを行っている。

運営に関する作業等の記録管理や会計は、パソコン、モニター、サーバー等を装備し、作業日誌も自宅のパソコンから入力出来るようにしている。

法人の「米」の販売戦略と副資材の活用

完熟堆肥を近隣の「堆肥センター」から購入し、積極的な施用により「土づくり」を行い「土の質の向上」や「化学肥料の減」による環境保全米の作付けで付加価値を付けている。

また、生産に伴う藁や籾殻は副資材の利用として100%収集し、畜産農家等へ販売を行い収益に繋げている。

将来への取り組み（新米試食会の開催）

今後の展開として、毎年、新米の試食会を開催し、参加した消費者に刈り取りから試食までの一連の作業等を1日で体験して頂き、出来上がった新米を試食し、農業への親しみを深めてもらい、その場で新米の販売を行い、販路拡大に結び付けて行こうと考えている。

<手順> 稲刈り 籾摺り 精米 炊飯 試食会 食味調査 消費者の反応

<体験会> コンバイン試乗会、バインダー操作、鎌による手刈り体験



担い手会議



牧草の刈り取り後の耕起作業



牧草の元肥散布作業

(4) 任意の土地利用調整組織（アグリセンター）から農用地利用改善団体の設立へ

事業の採択を受け、本格的な活性化計画の早期達成と高収益作物の選定・栽培による農業の推進、担い手の確保と育成による地域農業の活性化を図ることを目的に各集落の役員、担い手、土地改良区の役職員と関係指導機関からなる会議等を開催し、換地計画原案作成の前年度の平成17年3月、組合員297戸で「津山地区アグリセンター」が設立された。

組織の活動では、委託農家の掘り起こしと担い手との仲介や農用地の利用調整、作物作付け協定、小作料・農作業料金の設定や事前転作等の話し合いを行って来た。

一時利用地の指定については、事業期間中、集団転作団地等を考慮した土地利用調整は可能だが、事業が完了すると任意組織のため登記された土地での土地利用調整が容易に出来なくなる。

こうした状況を克服するためには、「農用地利用改善団体」の設立が不可欠で、是非とも完了前に合法的な土地利用調整ができる組織が必要となり「津山地区農用地利用改善組合」の設立に向け、関係指導機関の支援を頂きながら、集落説明会や先進地視察研修等を行い、必要性を農家に問い続けながら設立に向け農用地利用規程、組合の規約等を作成し準備を進めてきた結果、機運が高まり、去る2月26日南三陸農業協同組合津山支店において設立総会（委任状含みの248名出席）を開催し、全員賛成で承認され発足しました。

総会で承認された「特定農用地利用規程」は、登米市へ3月上旬申請し認定される予定。

今後は、農地の自主管理組織として、生産資源で経営資源でもある農地を地域資源と位置付け、地域全体の農用地の有効活用と農業生産力の増進が期待される。

6 農地保有合理化事業の活用

採択後の農地集積を推進するために、平成15年度から取り組んだ宮城県農業公社の農地保有合理化事業を活用し、平成16年度には意向調査を実施し、「規模縮小・農地を手放したい」と回答した農地を「規模拡大・農地を売りたい」と答えた農家へ平成17年まで売り渡しの斡旋を行った結果、63名の農家からA8haの農地を生み出し21名の農家に売り渡すことが出来ました。

7 集積を考慮した換地計画原案の作成

平成17年10月の換地計画原案の作成に向け、担い手への農地集積を考慮した、経営面積の確保、利用権設定の推進、2ha以上の連坦団地割合50%以上という「津山地区農地集積目標」を掲げ、地区内に「農地集積ゾーン」を設定し、換地選定作業の段階から担い手への農地集積を同時に行うようにしました。

その実現へ説明を続けて行く事で、協力に向けた理解が深まり、担い手の効率的営農が担保され、営農意欲の高まりにも繋がりました。

また、農地保有合理化事業により担い手等に斡旋された農地も、買い受けた農家の既存の農地と共に1団地に換地され、面的集積に一役買うことにつながった。

なお、一時利用地の指定は、作成された換地計画原案に基づいて選定を行ったが、農家から特に苦情や異論はなかった。

8 関係機関の積極的な支援

農業会議の支援

・法人化推進説明会や先進地視察研修先の紹介、担い手懇談会の開催等に関する支援。

J A 南三陸の支援

・営農指導、経営相談、転作機械の購入支援等。

・また、土壌診断の出来る職員を養成し、いつでも土壌診断ができる体制を整え、土壌診断に基づいた適正な施肥設計を行い、過剰投下を防ぎ、良質食味米の生産に関する指導を支援。

その他機関の支援

・登米地域事務所、土地連（農地集積センター）、農業公社等における情報や資料の提供等。

9 まとめ

今回の事例は、小規模経営農家が多い中で、農家の願いと首長の強い思い、一職員の「やる気」から関係機関を活用し、地域の人材（意欲を持った担い手希望農家）を活かすことで「有用な組織」を設立し、ソフト事業の活用により担当役員の資質向上を図りながら高い目標（法人の設立）を設定し、果敢に挑戦したことです。

そこには、明確な目標設定と行動計画を立案し、着実に実践することで初期の目的を達成しています。その主な原動力となったものは次のものです。

旧津山町の積極的な関与。

充実した啓発活動で農家の意識改革を図り、農家の「やる気」を喚起。

地区内に土地利用調整組織を設立し、農家自ら農地の流動化を推進。

担い手希望農家が自ら「担い手部会」を設立し、将来の地域農業について活発な話し合いの継続。

換地計画原案は、集積を考慮したゾーンを設定し、集積と一体的な換地を実現。

地域全体の利益を得る工夫として「転作作業受託組合」を設立。

これにより育成された法人の形態は、他に生業を持った兼業農家の集まりで、2足の草鞋を履く形ではあるが、地域における農業の後継者を確保したことは大きな成果であり、これからの法人の形態として注目すべきと考えられる。

特に、将来の地域農業を真剣に考える「話し合いの場」が増えたことで、今後の地域農業の動向に良い影響を与え続けて行くと感じます。

最後に、この事例は基盤整備事業の目的である「担い手の確保」と「農地集積の推進」の一つの優良事例として紹介したものです。

農地集積アドバイザー派遣日程

H21.02.27 現在

月日(曜日)	時間	アドバイザー	場所	会議(研修)名	主催
3/4(木)	14:00	齋藤啓二	角田隈東土地改良区会議室	槻木地区ほ場整備推進協議会先進地視察研修会	柴田町土地改良区

【問い合わせ先】

水と里ネットみやぎ（宮城県土地改良事業団体連合会）
管理指導部 農地集積センター農地集積班
〒980-0011 仙台市青葉区上杉二丁目2番8号 TEL:022-263-5825 FAX:022-268-6390
【ホームページURL】<http://www.mlw.or.jp/center/>